

# 吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1  
TEL (06) 63833-2211  
FAX (06) 63821-8160  
http://www.suita-minsyou.com  
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の  
昼2時・夜7時  
なんでも相談会

## 労働保険年度更新手続き相談のお知らせ

毎年の労働保険年度更新が4月1日から始まります。労働保険料を計算して期日までに納付することになります。労働保険の仕組みも説明しながら相談会を下記の日程で行ないます。相談会にご参加ください。労働保険年度更新に必要な書類は3月20日過ぎに発送します。

労働保険の委託を受けている事業所から相談を受ける中で、従業員さんへの代休の与え方や残業手当の支給のしかた、社会保険加入の条件をよく聞きます。それと合わせた来年1月からマイナンバー制度が施行されます。雇用保険、社会保険の届出にもマイナンバーが必要になり実務も大変になります。マイナンバー制度の仕組みとブラックにならない労働法についての学習会を弁護士さんに来てもらいたいと思います。その日程が決まり次第お知らせします。

### 労働保険年度更新相談日は下記の日程です。

- 4月3日(金) 昼2時00分
- 4月7日(火) 夜7時00分
- 4月17日(金) 昼2時00分 夜7時00分
- 4月20日(月) 昼2時00分 夜7時00分

### 特別加入されている方へ

給付日額を4月1日から変更しようと考えておられる方は3月中に労働局に事前に届ける必要がありますので、事務局にご連絡ください。

### 労働保険の手続きをお考えの会員さん・読者さんへ

民商の事務組合で事業主・家族従事者も入れる特別加入申請ができます。労働保険料の3回分割が出来ます。ハローワーク労働基準監督署へ行く手間が省けます。ぜひご相談ください。

### 消費税申告書実務会

3月23日(月) 昼2時00分 民商会館  
3月24日(火) 夜7時00分 民商会館  
消費税申告書が完成できなかったため、所得税と分けて消費税の申告をする方にご参加ください。

### 国保料・住民税の分納相談日

3月27日(金) 昼1時30分  
吹田市役所ロビー集合

### 消費税・所得税等の分納相談日

消費税集団申告日  
3月30日(月) 昼1時30分 内本町コミセン

## 払えない消費税どうしようか？ 納税緩和措置を積極的に活用しよう！

消費税確定申告の実務会も終ろうとしています。が、会員さんから「売上は変わらない、もしくは落ちているのに、消費税が倍近くになった！」という声が出てきています。

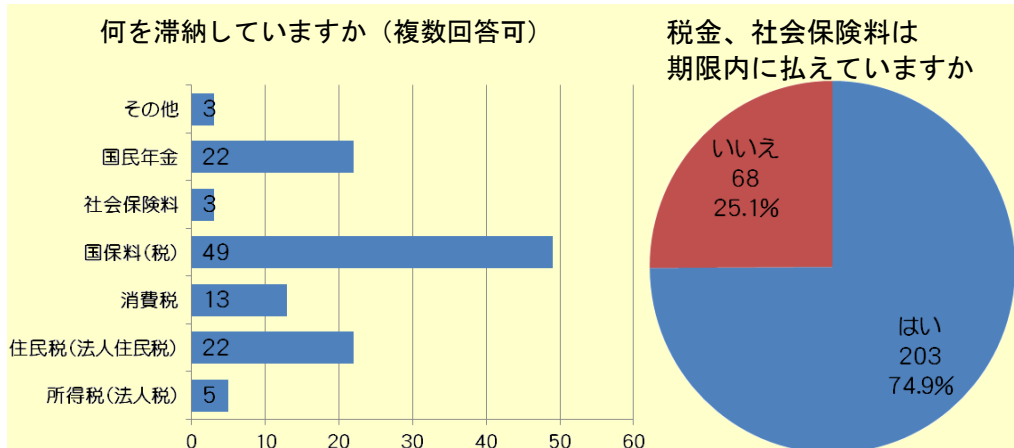
あなたは消費税の納付は大丈夫でしょうか？払えないからといって、ほったらかしにするのが一番良くありません。税務署は、淡々粛々と滞納整理を行なってきます。その様子は、「納税の誠意」を示し、納税緩和措置を積極的に活用してください。延滞税が減額できるメリットと「計画的」な納付も行うことが出来ます。

### 〈主な納税緩和措置〉

- ① 納税の猶予(本人申請)
- ② 換価の猶予(本人申請)  
平成27年4月以降の納期到来分適用  
申請は6ヶ月以内
- ③ 換価の猶予(署の裁量)
- ④ 滞納処分の執行停止

▼ 納税緩和措置の学習会、消費税分納相談会は「伝言板」でも記したように3月17日に行いますのでご参加下さい。

いんぷおめくしよん



## 伝言板

### 25条の会 税金・保険料分納事前相談

3月17日(火) 昼2時00分 夜7時00分  
毎年3月に行う消費税分納の申出や、住民税や国保料の相談が必要な方は必ず参加してください。

### 無料法律相談

3月19日(木) 昼1時00分 民商会館  
北大阪総合法律事務所の弁護士が相談に対応します。ご希望の方は、民商事務所までご連絡ください。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と市民！